

平成21年5月21日から裁判員制度が始まります！

もっと知りたい裁判員制度Q&A

Q 裁判所に行く日のどれくらい前に、その日時を知らせてもらえるのですか？



A 通常は裁判の6週間前までには通知をします。

原則として期日の6週間前までに、また、審理の期間が通常よりも長くかかると思われる事件については、8週間程度前までにはお知らせする予定です。また、このお知らせには、裁判員に選ばれた場合にいつからどの程度の期間務めていただくか（職務従事予定期間）を記載します。



Q 裁判員を辞退することはできないのですか？



A 基本的にはできませんが、法律で認められた事情がある場合は辞退することができます。

裁判員制度は、特定の職業や立場の人に偏らず、広く国民に参加してもらう制度ですので、原則として辞退はできません。ただし、参加する個々の国民の負担が、過重なものとならないようにとの配慮などから、例えば70歳以上の人や、重い疾病や傷害により裁判員の職務を行なうことができない場合など、法律に辞退事由が定められており、裁判所がそのような事情にあたると思えば辞退することができます。



法律等で定められた辞退事由としては、例えば、以下のようなものがあります。

- ・ 重い疾病や傷害
- ・ 同居の親族の介護・養育
- ・ 事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがある。
- ・ 父母の葬式への出席など社会生活上の重要な用務があって、別の日に行なうことができない。

裁判員制度に関するお問い合わせは……
熊本地方裁判所 ☎325-2121

住宅火災から大切な命を守るために！

一般用住宅には、住宅用火災警報器の設置が義務付けられています

住宅火災警報器 Q & A

Q 住宅用火災警報器とは？

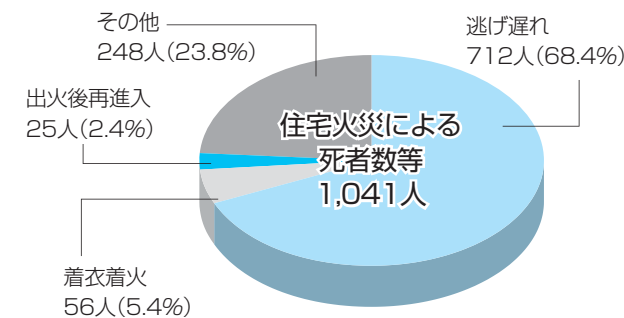
A 煙や熱を感知し警報音等で火災を知らせる機器です。「NS」マーク付きは国の基準に適合しています。



Q どうして義務化されたの？

A 建物火災のうちでも住宅火災における死者数が最も多く、その原因は約7割が逃げ遅れとなっています。また、年齢別では65歳以上の死者数が多く、高齢社会に伴い、今後さらに被害が増加すると考えられるからです。

「住宅火災による死者」の7割が逃げ遅れによるものです。



出典：平成16年度版消防白書

Q 設置義務の時期は？

A 平成18年6月1日以前に建築した住宅は、平成23年5月31日までに設置するようにしてください。

Q 設置する場所は？

A ・ 寝室はすべて設置します。
・ 寝室が2階にあれば2階の階段にも設置します。
・ 寝室が1階（避難階）だけでも3階に居室があれば、3階の階段にも設置します。



設置例



※台所は設置が必要な場所として義務化されていませんが、火災が発生する恐れが大きいため、できるだけ設置するようお勧めします。

Q 設置しなかった場合の罰則は？

A 罰則の規定はありませんが、住宅用火災警報器は大切な命を守るためのものです。設置しましょう。

悪質な訪問販売に注意！

- ・ 市職員や消防署員が住宅用火災警報器を販売することはありません。
- ・ 市場より高額な値段で売りつける例があります。（市場価格は1個4千円から1万円ぐらいです）
- ・ 消防署員のような服装や態度で訪問する業者がいます。
- ・ 「あやしいな」と思ったら絶対に押印・サインをしないでください。
- ・ このような訪問販売は、特にお年寄り一人の時間をねらう傾向にあります。普段から地区や家族で話し合い、注意をお願いします。
- ・ 訪問販売では、クーリングオフが認められています。契約書や領収書を確実に保存し、不審な場合には早急に熊本県消費生活センター（☎354-4835）または合志市役所総務課（☎248-1112）へご相談ください。

問い合わせ先

住宅用火災警報器相談室（月曜から金曜の午前9時～午後5時） ☎0120-565-911
菊池広域連合消防本部予防課（月曜から金曜の午前8時30分～午後5時30分） ☎232-9334